

令和7年度 介護版なりた手当(介護職員定着支援補助金) 就業年数の考え方

【R1.4.1入社(就業年数6年)の人のケース】

1. 産休・育休を取得した場合

R1.4.1
入社

R4.4.1 ~ R6.3.31
産休・育休

R7.10.1
基準日

※産休・育休の取得は、就業年数に影響しません。

2. 同一法人内で配置換え(市内)があった場合

R1.4.1
入社、特養で従事

R5.4.1
デイサービスに配置換え

R7.10.1
基準日

※同一法人内で、市内の事業所であるため、就業年数に影響しません。

3. 同一法人内で配置換え(市外)があった場合

R1.4.1
入社、特養(市内)で従事

R3.4.1
特養(市外)に配置換え

R5.4.1
特養(市内)に配置換え

R7.10.1
基準日

※市外の事業所で勤務した2年間は対象に含まれません。R9年度に就業年数6年の対象となります。

令和7年度 介護版なりた手当(介護職員定着支援補助金) 就業年数の考え方

【R1.4.1入社(就業年数6年)の人のケース】

4. 転職した場合

R1.4.1
A法人に入社

R6.4.1
B法人に転職

R7.10.1
基準日

※A法人の就業年数は含まれません。B法人にR6.4.1入社のため、就業年数1年の対象となります。

5. 途中から正規職員になった場合

R1.4.1
パート職員で採用

R2.4.1
正規職員で入社

R7.10.1
基準日

※パート職員の1年間は含まれません。R2.4.1に正規職員入社のため、R8年度に就業年数6年の対象となります。

6. 職種の転換があった場合

R1.4.1
入社、身体介助に従事

R6.4.1
事務職員に転換

R7.10.1
基準日

※基準日には事務職員であり、対象外となります。

令和7年度 介護版なりた手当(介護職員定着支援補助金) 就業年数の考え方

【R1.4.1入社(就業年数6年)の人のケース】

7. 退職後、同法人に再就職した場合

R1.4.1
A法人に入社

R5.3.31
A法人を退職

R6.4.1
A法人に再就職

R7.10.1
基準日

※退職前の年数は含まれません。R6.4.1に再就職のため、就業年数1年の対象となります。

○補助金は就業年数ごとに1回を限度して交付します。

例1:A法人の勤務で就業年数1年(20,000円)で受給 → B法人に転職した場合、就業年数1年の受給はできず、就業年数3年(60,000円)から受給できます。

例2:C法人の勤務で就業年数6年(80,000円)で受給 → D法人に転職した場合、就業年数1年(20,000円)・3年(60,000円)の受給はできますが、就業年数6年の区分は受給できません。